

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【公開番号】特開2004-362554(P2004-362554A)

【公開日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-050

【出願番号】特願2004-141836(P2004-141836)

【国際特許分類】

G 07 B	15/00	(2006.01)
G 06 Q	20/00	(2006.01)
G 06 Q	10/00	(2006.01)
G 06 Q	50/00	(2006.01)
G 06 K	17/00	(2006.01)

【F I】

G 07 B	15/00	5 0 1
G 06 F	17/60	4 1 0 E
G 06 F	17/60	5 1 0
G 06 F	17/60	Z E C
G 06 K	17/00	L

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月27日(2007.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置であって、
前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信手段と、
受信した請求情報が、不当な支払の請求であるか否かを判断する判断手段と、
不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却手段と
を備えることを特徴とする価値保持装置。

【請求項2】

前記支払は、通貨と同等の価値を用いて行われ、
前記受信手段は、前記請求情報をとして、前記価値の除去を示す情報を受信する
ことを特徴とする請求項1に記載の価値保持装置。

【請求項3】

前記判断手段は、前記受信手段が前回受信した請求情報を保持しており、当該保持している請求情報をと、受信した請求情報を用いて、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断する
ことを特徴とする請求項2に記載の価値保持装置。

【請求項4】

前記判断手段は、保持している請求情報を受信した請求情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する
ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項5】

前記請求情報は、請求装置を識別する装置識別情報を含み、

前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる装置識別情報と、受信した請求情報に含まれる装置識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項6】

前記請求情報は、請求装置が設置されている場所を識別する場所識別情報を含み、

前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる場所識別情報と、受信した請求情報に含まれる場所識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項7】

前記請求情報は、当該請求情報を識別する請求識別情報を含み、

前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる請求識別情報と、受信した請求情報に含まれる請求識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項8】

前記判断手段は、保持している請求情報と、受信した請求情報との差分が所定の範囲内である場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項9】

前記請求情報は、請求に係る日時を示す日時情報を含み、

前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる日時情報が示す日時と、受信した請求情報に含まれる日時情報が示す日時との差分が所定の時間内である場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断する

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項10】

前記価値保持装置は、携帯端末と、メモリカードとから構成され、

前記携帯端末は、前記受信手段を含み、

前記メモリカードは、前記判断手段と前記棄却手段とを含む

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項11】

前記価値保持装置は、メモリカードである

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項12】

前記価値保持装置は、携帯端末である

ことを特徴とする請求項3に記載の価値保持装置。

【請求項13】

請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置において用いられる価値保持方法であって、

前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信ステップと、

受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断する判断ステップと、
不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却ステップと
を含むことを特徴とする価値保持方法。

【請求項14】

請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置において用いられるコンピュータプログラムであって、

前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信ステップと、

受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断する判断ステップと、
不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却ステップと

の各ステップをコンピュータに実行させるコンピュータプログラム。

【請求項 15】

請求装置と、価値保持装置とからなる精算システムであって、

前記請求装置は、前記価値保持装置に対し、支払の請求を示す請求情報を送信し、
前記価値保持装置は、

前記請求装置から、前記請求情報を受信する受信手段と、

受信した請求情報が、不当な支払の請求であるか否かを判断する判断手段と、

不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却手段と
を備えることを特徴とする精算システム。

【請求項 16】

前記価値保持装置は、メモリカードである

ことを特徴とする請求項 15 に記載の精算システム。

【請求項 17】

前記価値保持装置は、携帯端末である

ことを特徴とする請求項 15 に記載の精算システム。

【請求項 18】

前記価値保持装置は、携帯端末と、メモリカードとから構成され、

前記携帯端末は、前記受信手段を含み、

前記メモリカードは、前記判断手段と前記棄却手段とを含む

ことを特徴とする請求項 15 に記載の精算システム。

【請求項 19】

前記支払は、ポイントを用いて行われ、

前記受信手段は、前記請求情報をとして、前記ポイントの除去を示す情報を受信する
ことを特徴とする請求項 1 に記載の価値保持装置。

【請求項 20】

前記価値保持装置であって、

前記支払は交通機関の利用の対価の支払いであり、

前記価値保持装置は、さらに、

支払を行わずに前記交通機関を利用できる精算不要区間を示す精算不要区間情報を記録
する精算不要区間記録手段と、

前記請求装置から、前記交通機関の利用を終了する地点を示す第 1 の地点情報を受信す
る地点情報受信手段とを備え、

前記判断手段は、

前記交通機関の利用を開始する地点を示す第 2 の地点情報を記憶している記憶部と、

前記第 1 の地点情報と前記第 2 の地点情報を用いて前記交通機関を利用した区間を取
得する取得部と、

取得した区間が前記精算不要区間内であるか否かを判定し、前記精算不要区間内である
場合に、受信した前記請求情報が、不当な支払の請求を示すと判断する判断部と
を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の価値保持装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】価値保持装置、価値保持方法、コンピュータプログラム及び精算システム

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置に関し、特に、不当な支払いを防ぐ技術に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の問題に鑑み、本発明は、請求装置の不具合等により、不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる価値保持装置の提供を目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明に係る価値保持装置は、請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置であって、前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信手段と、受信した請求情報が、不当な支払の請求であるか否かを判断する判断手段と、不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却手段とを備える。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の価値保持装置は、上述の構成を備えることにより、前記請求装置による、支払の請求を示す請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

また、前記支払は、通貨と同等の価値を用いて行われ、前記受信手段は、前記請求情報として、前記価値の除去を示す情報を受信してもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

この構成によれば、請求装置による支払の請求を示す請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な価値の除去の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

また、前記判断手段は、前記受信手段が前回受信した請求情報を保持しており、当該保持している請求情報と、受信した請求情報とを用いて、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断してもよい。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

この構成によれば、前回受信した請求情報と、今回受信した請求情報とを用いて、今回受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~か否かを判定するので、請求情報により支払の請求が繰り返して行われた場合であっても、当該支払を、必要な一回の処理に制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

また、前記判断手段は、保持している請求情報と受信した請求情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~と判断してもよい。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

この構成によれば、保持している請求情報と受信した請求情報とが一致する場合に、今回の請求が不~~当な支払の請求である~~と判定するので、同一の請求情報を繰り返し受信した場合であっても、当該支払を、必要な一回の処理に制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

また、前記請求情報は、請求装置を識別する装置識別情報を含み、前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる装置識別情報と、受信した請求情報に含まれる装置識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~と判断してもよい。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

この構成によれば、前回受信した請求情報に含まれる装置識別情報と、今回受信した請求情報に含まれる装置識別情報とが一致する場合に、今回受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~と判断するので、同一の請求装置から繰り返し請求情報を受信した場合であっても、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記請求情報は、請求装置が設置されている場所を識別する場所識別情報を含み、前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる場所識別情報と、受信した請求情報に含まれる場所識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~と判断してもよい。

この構成によれば、前回受信した請求情報に含まれる場所識別情報と、今回受信した請求情報に含まれる場所識別情報とが一致する場合に、今回受信した請求情報が不~~当な支払の請求である~~と判断するので、同一の場所に設置された請求装置から繰り返し請求情報を受信した場合であっても、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、前記請求情報は、当該請求情報を識別する請求識別情報を含み、前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる請求識別情報と、受信した請求情報に含まれる請求識別情報とが一致する場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断してもよい。

この構成によれば、前回受信した請求情報に含まれる指示識別情報と、今回受信した請求情報に含まれる指示識別情報とが一致する場合に、今回受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断するので、同一の請求情報を繰り返して受信した場合であっても、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、前記判断手段は、保持している請求情報と、受信した請求情報との差分が所定の範囲内である場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断してもよい。

この構成によれば、保持している請求情報と、受信した請求情報との差分が所定の範囲内である場合に、今回受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断するので、差分が所定の範囲内である請求情報を連続して受信した場合であっても、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、前記請求情報は、請求に係る日時を示す日時情報を含み、前記判断手段は、保持している請求情報に含まれる日時情報が示す日時と、受信した請求情報に含まれる日時情報が示す日時との差分が所定の時間内である場合に、当該受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断してもよい。

この構成によれば、前回受信した請求情報に含まれる日時情報と、今回受信した請求情報に含まれる日時情報との差分が所定の範囲内である場合に、今回受信した請求情報が不当な支払の請求であると判断するので、指示装置の不具合等により、短時間に連続して請求情報があった場合でも、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、前記価値保持装置は、携帯端末と、メモリカードとから構成され、前記携帯端末は、前記受信手段を含み、前記メモリカードは、前記判断手段と前記棄却手段とを含んでもよい。

この構成によれば、請求情報の受信を携帯端末が行い、メモリカードが当該携帯端末から取得した当該請求情報に基づき、不当な支払の請求を検出し、支払を制限し、料金の誤徴収を防ぐことができる。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、前記価値保持装置は、メモリカードであってもよい。

この構成によれば、メモリカードにおいて、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には当該不当な請求情報を棄却し、請求装置の不具合等により、繰り返して支払の請求が行われた場合であっても、当該支払を制限することができる。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、前記価値保持装置は、携帯端末であってもよい。

この構成によれば、携帯端末において、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には当該不当な請求情報を棄却し、請求装置の不具合等により、繰り返して支払の請求が行われた場合であっても、当該支払を制限することができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明の価値保持方法は、請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置において用いられる価値保持方法であって、前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信ステップと、受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断する判断ステップと、不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却ステップとを含む。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

この構成によれば、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

本発明のコンピュータプログラムは、請求装置からの支払の請求に対する支払処理を行う価値保持装置において用いられるコンピュータプログラムであって、前記請求装置から、支払の請求を示す請求情報を受信する受信ステップと、受信した請求情報が不当な支払の請求であるか否かを判断する判断ステップと、不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却ステップとの各ステップをコンピュータに実行させる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

この構成によれば、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

本発明の精算システムは、請求装置と、価値保持装置とからなる精算システムであって、前記請求装置は、前記価値保持装置に対し、支払の請求を示す請求情報を送信し、前記価値保持装置は、前記請求装置から、前記請求情報を受信する受信手段と、受信した請求情報が、不当な支払の請求であるか否かを判断する判断手段と、不当な支払の請求であると判断された場合に、前記請求情報を棄却する棄却手段とを備える。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

この構成によれば、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

また、前記精算システムにおいて、前記価値保持装置は、メモリカードであってもよい。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

この構成によれば、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

また、前記精算システムにおいて、前記価値保持装置が、携帯端末であってもよい。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

この構成によれば、請求装置からの請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。

また、前記精算システムにおいて、前記価値保持装置は、携帯端末と、メモリカードとから構成され、前記携帯端末は、前記受信手段を含み、前記メモリカードは、前記判断手段と前記棄却手段とを含んでもよい。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

この構成によれば、請求情報の受信を携帯端末が行い、メモリカードが当該携帯端末から取得した当該請求情報に基づき、当該請求情報が不当な支払の請求である場合には、当

該請求情報を棄却するので、誤徴収を防止することができる。

また、価値保持装置において、前記支払は、ポイントを用いて行われ、前記受信手段は、前記請求情報として、前記ポイントの除去を示す情報を受信してもよい。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

この構成によれば、請求装置からの、ポイントの除去を示す請求情報が不当な支払の請求である場合には、当該請求情報を棄却するので、請求装置の不具合等により不当な支払の請求が行われた場合であっても、誤徴収を防止することができる。